

施設設備の維持管理及び保守点検

施設及び設備全般の機能を良好に維持するため、日常点検、定期点検、その他の自主点検を実施し、劣化及び損傷の早期発見と予防保全に努め、部品・消耗品などの交換が必要となる場合は迅速に対応します。

また、建築基準法、電気事業法などの関係法令で定められた法令点検は事業者委託します。

法定点検施設一覧

施設・設備等	法定検査等	点検頻度	点検項目
電気工作物	電気事業法	月次点検	電気工作物巡視・測定点検
		年次点検	電気工作物巡視・精密点検
消防設備保守点検	消防法	年2回	消防設備の機能確認
受水槽等水質管理	水道法、保険衝法、建築物衛生法	年1回	受水槽、貯湯槽の清掃
		年2回	検査対象27項目の検査
		7日毎	残留塩素濃度の測定、機器の機能点検
特定建築物（建築構造等）	建築基準法	3年に1回	屋根・外壁等、外部に接する部分及び屋内の防火及び避難等に関係する部分等の点検
防火設備		1年に1回	防火扉、防火シャッター等の点検
建築設備		1年に1回	給排水・換気・排煙の設備、非常用照明の点検
エレベーター		年4回程度	エレベーター装置の機能点検
空気環境測定	建築物衛生法	隔月	温度、相対湿度、気流などの空気環境の測定
ねずみ等の防除		年2回	一斉防除の点検、薬剤散布による処理

施設設備の運転管理

各種設備機器の運転管理は、運転状況の監視及び計器類の計測、運転管理データの蓄積・分析により、効率的な運転管理を目指し、環境に配慮するとともにランニングコストを縮減します。また、設備の機器運転状態は点検記録表を作成し、点検日時、点検者、異常個所、応急措置内容を記録することで常時適切に把握します。

修繕

自主点検で異常を発見した場合や、利用者等から破損、故障等の発生について連絡を受けた場合においては、速やかに実際の状況を確認し、応急処置、修繕費用・期間・原因の調査など、必要な初期対応を行います。また、当該対応の結果を札幌市へ報告します。

① 修繕の実施と費用

施設・設備の修繕等については、1件につき30万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のものについては、事業年度内の累計額が100万円（消費税及び地方消費税を含む）に達するまでは、当協会の費用と責任において実施します。また、緊急に実施する必要がある場合を除き、事前に札幌市の承認を得て実施し、修繕等により生じた更新施設等は全て札幌市に帰属いたします。

② 修繕業者の選定について

修繕を行うに当たり第三者に対する委託に係る契約を締結する際には、当協会の「契約事務取扱要綱」に則し、軽微なもの、緊急を要する場合などを除き複数の事業者から見積書を徴収し、適正に選定します。

また、修繕等を行うに当たっては、緊急に実施する必要がある場合を除き、事前に札幌市の承認を得て実施します。

管理経費の節減のための工夫

1 園内施設修繕経費の節減

場内施設・設備、工作物の修繕（大規模修繕除く）等においては、必要な資材を安価で購入し、電気工事士・造園施工管理技士・土木施工管理技士等の資格を持ったスタッフが修繕や作業を実施することで、外部委託に頼らず、当協会スタッフで措置可能なものは積極的に対応し、経費節減につなげます。

2 EMSの運用

施設・設備等の維持管理において、当協会では業務効率の側面と、EMSによる環境影響低減の側面の双方から、PDCAサイクルにより継続的に業務内容や手順等を見直して合理化を図り、経費の節減に繋がってきました。モエレ球場においても、更なる経費節減につながる取組を継続していきます。

備品管理

札幌市が備え付ける備品（事務機器を含む）は市民等の利用に支障が生じないように、常に保守点検、清掃等を行うとともに、不具合の生じた備品について修繕を行います。

利用者等から備品に関する不具合の連絡を受けた場合は、速やかに状況を確認し、修理、説明、代用品の確保、原因の確認など、必要に応じた対応を行います。

備品は定期的にその有無及び状態を点検します。

■ 駐車場管理

駐車場利用者が安全、円滑に駐車できるよう必要な案内表示を行います。

大会開催で利用者が多く見込まれる利用団体には、公共交通機関での来場協力や警備員の配置を依頼します。

なお、万一事故が発生した際には、利用者の案内、避難誘導、救護、警察・消防などの関係機関への通報等、事故に応じた初期対応を行うとともに、札幌市に状況の報告とその後に必要な対応について協議します。

■ 施設等の品質保持

モエレ球場の品質保持のため、各施設等を日常・定期・季節整備に分け、施設予約状況を確認しつつ適切に実施することにより、利用者への影響が最小限となるよう良好な環境提供に努めます。また、施設予約状況により、ソフトボールやボーイズ野球（小学部）等にも対応できるようグラウンドポイントを設置し、利用時には、別途塁ベースを設置します。

【年間作業の具体的な実施要領】

■ 野球場

項目	実施内容
開放準備	ダグアウトなどの冬囲いを撤去し、場内の清掃・整備と併せて、スタンドベンチの腐食、ささくれの点検・補修等を行います。
トイレ扉開閉	施設開放時間に合わせて、職員が扉の開閉と巡視を行います。
日常管理	開放期間中は、巡回清掃時に施設の目視点検を行います。異常があった場合は早急に補修を行い、安全・快適に利用できる状態を維持します。
定期整備 ・点検	毎週1回を基本に定期整備を実施し、不陸整正やベース類、ベンチ、練習場等の点検を行います。
冬期閉鎖管理	ダグアウトの冬囲いを行い、冬期間の雪の吹込みや積雪から内部を保護します。

■ 園路・園路灯等

項目	実施内容
平板園路	雪解け後に不陸調査を行い、不安定な状態の平板については適宜修繕を行います。落葉や砂埃の状況を確認し、必要に応じて清掃を行います。
園路灯	毎月1回、電気工事士の免許を持ったスタッフが照明の点灯操作を行い、球切れの有無、安定器からの異音等の確認、灯柱・灯具の外観の目視点検を実施して、適宜、電球・安定器の交換を行います。
雨水枡 ・側溝	雨水枡や排水溝の落ち葉や泥の除去を春・秋の2回実施し、融雪期や大雨に備えます。近年のゲリラ豪雨など大雨が予想される場合には、早めに排水溝や雨水枡を点検し、障害物の確認・除去を行うことで、冠水被害を未然に防ぎます。

■ その他（バックヤード）

項目	実施内容
日常点検	燃料庫、倉庫の施錠の確認と、燃えやすい物を指定保管場所以外に置いていないかなど、安全管理を行います。
危険物の保管	軽油、ガソリン、オイル等の「少量危険物貯蔵取扱所設置（廃止）届出」者は場長とし、安全管理を行います。
農薬等の保管	専用保管庫を設け常温で保管し、施錠管理します。 使用ごとに原材料受払簿に使用数量を記録して在庫数量との照合を行うほか、北海道農薬指導士の認定を受けたスタッフが毎月記録を確認

	します。 農薬の空袋は産業廃棄物として登録処理業者に処理を委託し、法令に則り処分します。
作業現場の労働安全	作業開始前にはミーティングを行い、当日の作業及び施設の利用状況等の注意・連絡事項を確認し、怪我防止のため準備運動を行います。 日常の労働安全点検のほか、当協会では、安全衛生委員会委員による労働安全パトロールを行っており、作業機械の使用状況、施設の安全について点検し、不備な点があれば指導・改善を行います。

■ 園地広場及び外構緑地の管理

モエレ球場の園地広場及び外構緑地は、モエレ沼公園内に設置されており、特に自然環境に配慮した維持管理が求められます。そのためモエレ沼公園管理事務所と連携して作業を実施します。

また、日常より施設に異常がないか点検しゴミ拾いによる美観の維持や危険の除去など適宜対応します。

植物管理

(ア) 芝生管理

芝生の維持管理は日々の観察が非常に大事な作業となります。厚別競技場のスポーツターフの管理経験を活かし、芝生の生育状況を適切に判断できる有資格者（芝草管理技術者3級）等を持つ知識が豊富なスタッフを配置します。

モエレ球場のプレイフィールドの芝生は砂地形成となる予定のため、乾燥に留意し芝地管理を行います。モエレ球場に適した育成方法を確立し、健全な育成に努めます。

プレイフィールド芝生管理作業		
芝生刈込	回数	1～2回程度/週（試合予定により増減）
	刈高さ	20mm27mm（刈り込み時高さ）
	使用機械	リールモア等の大型機械
	補助機械	刈払機・オートモア
施肥	回数	作業計画を基に必要資材数量判断
	窒素量/年	総量20 g 程度（気象状況により増減）
エアレーション		オフシーズン（通気透水性改善成長促進）
刈草収集		適宜（廃棄処分）
目砂・目土		日常使用損傷部補修時（2 mm網による振るい土使用）
散水		主にスプリンクラー使用（高温時忌避）
病虫害防除		北海道農業指導士の指導により「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号農林水産省・安全局長、環水大土発第1304261号環境水・大気環境局長通知）の項目を遵守。細やかな観察により適切に実施。
芝生補修		リペアツールを使用し張芝、目土、オーバーシードにより補修。芝生養生シートなど保護資材活用による生育補助など。ナーセリーによる芝生供給補助

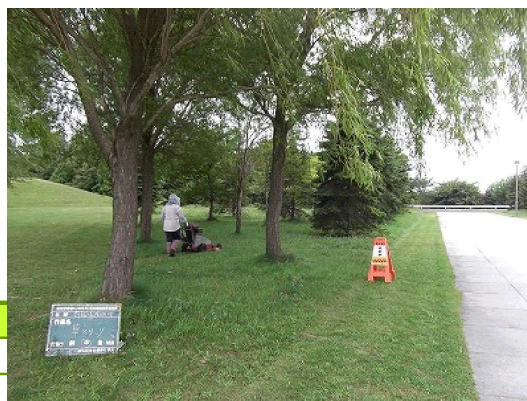
(イ) 樹林地管理

樹林地の下草については、モエレ沼公園樹林地で発生した枯損木チップを敷均し高層雑草（背の高い草）の生育を抑制し草刈り面積を縮小するなど機械の使用時間を短縮し環境に配慮します。また、化成肥料は使用せず有機資材を用いることにより環境保護とコスト削減を両立します。

球場付近の樹木については球場内への種や落葉入り込み防止のため、定期的に強剪定を実施し成長を抑制します。また、公園部分との景観の統一性を図るため草刈り回数は、モエレ沼公園維持管理仕様書中の樹林地管理の基準と同等とします。

草刈作業時は、作業エリアの周辺に「作業中」の注意看板やセーフティーコーンを立て、利用者への注意喚起を行います。また、利用者の多い日はあらかじめ調整し、利用の少ない時間帯・エリアを選んで、計画的に作業を実施します。

作業員には、保安帽・安全めがね・防手袋等、作業別に適正な防護具の使用を務付けます。作業機械についても使用ごとに点検整備を実施し、点検記録表に記入します。



振義とし

樹林地管理作業		
草刈	回数	3回/年
	刈高さ	4cm以上
	使用機械	自走モア・ブルモア・ラビットモア
	補助機械	刈払機
施肥	回数	規定回数なし
	窒素量/年	化成肥料なし落葉腐食木材チップなどの有機資材により補給
剪定等		適宜枯損木撤去、冬期に強剪定・枯枝処理等

【具体的な実施要領】

1 積雪期への備え

- a 積雪に備えるため、11月には施設の雪囲い、12月初旬にはスノーポールを設置（該当エリア：南ゲートから南（第3）駐車場を経由し正面入口まで）し、車止め、自転車置き場の台、仮設看板等、除雪作業時の支障になる設置物の撤去を行います。
- b 利用者の多いエントランス付近への経路は、スノーポールの設置間隔を狭めて利用者が認識しやすいよう設置し、安全管理に十分配慮します。スノーポールの設置後は、毎日目視点検を行い、破損が見られた場合は早急に交換し、除雪作業時に施設の破損事故が発生しないように管理します。

2 除雪業務と動線確保・工作物保全

- a 利用者の進入経路を確保するため、下の図のとおり南ゲートから第3駐車場、駐車場から正面入り口まで除雪専門業者に委託します。除雪業者の動はおおむね10cm以上を目安とし、緊急の場合を除き開場前に完了するよう指示します。
- b 上記aの除雪路線は、日中の吹雪時に補助的に直営スタッフにより小型のロータリー除雪機及びホイールローダーで除雪し通路を確保します。除雪作業は、安全最優先に作業を行います。
- c 公園内は風が強く、雪庇ができやすいため、施設の破損や利用者に被害がないよう、適宜雪落としを行います。
- d 暴風雪や大雪など緊急対応が必要な際には、天候や利用状況に合わせて迅速・適切に除雪を行い、車や人の動線を確保します。



右車を出す場合は

除雪経路



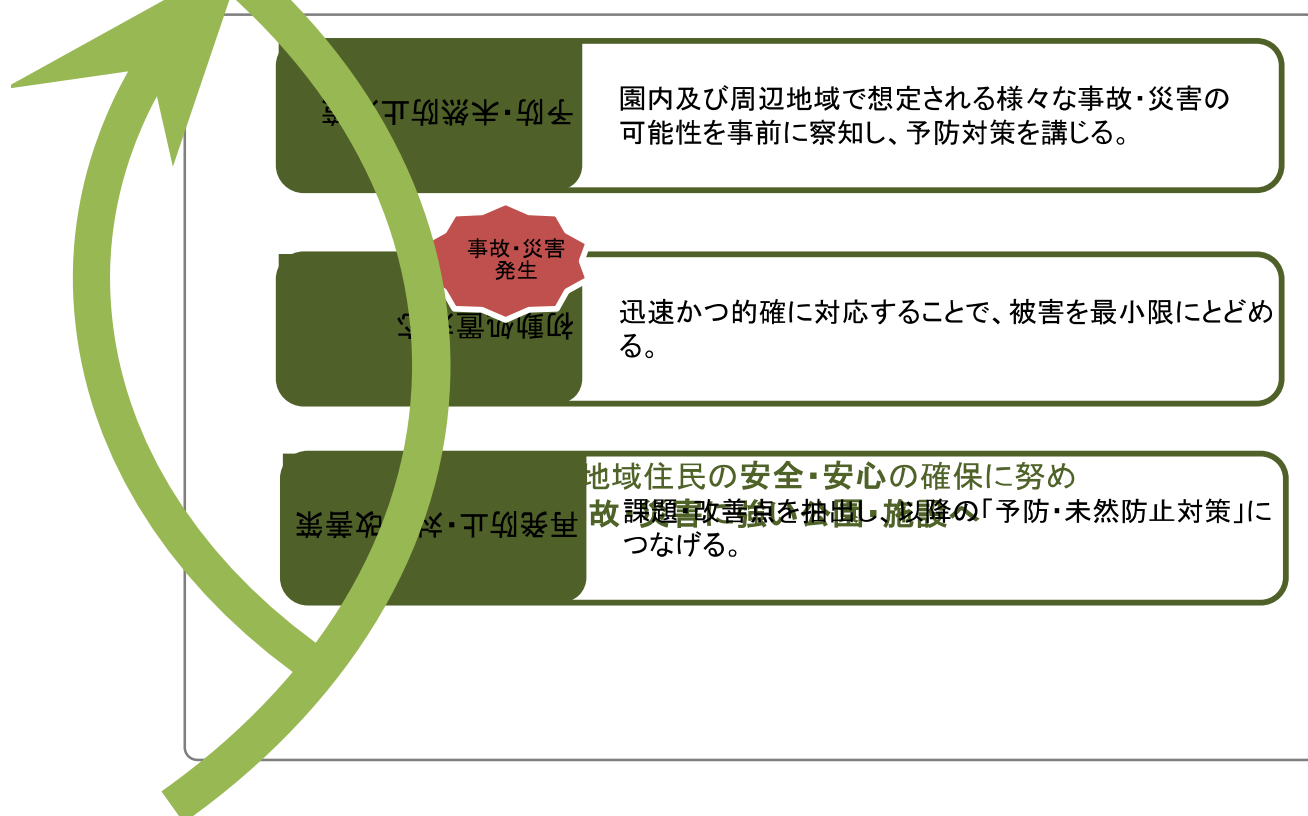
(2) 防災業務計画

(2) - 1 防災業務の実施方針及び役割分担

■ 防災業務の実施方針

当協会では、危機管理対策・対応を「予防対策」、「初動対応」、「再発防止対策」の3段階に分け、各段階において、右図のとおり個別具体の対策を行い、公園利用者と地域住民の安全・安心の確保に努め、事故・災害に強い公園・施設を目指します。

モデル球場の特性を十分に踏まえ、次に記述する体制・対策・対応を講じます。



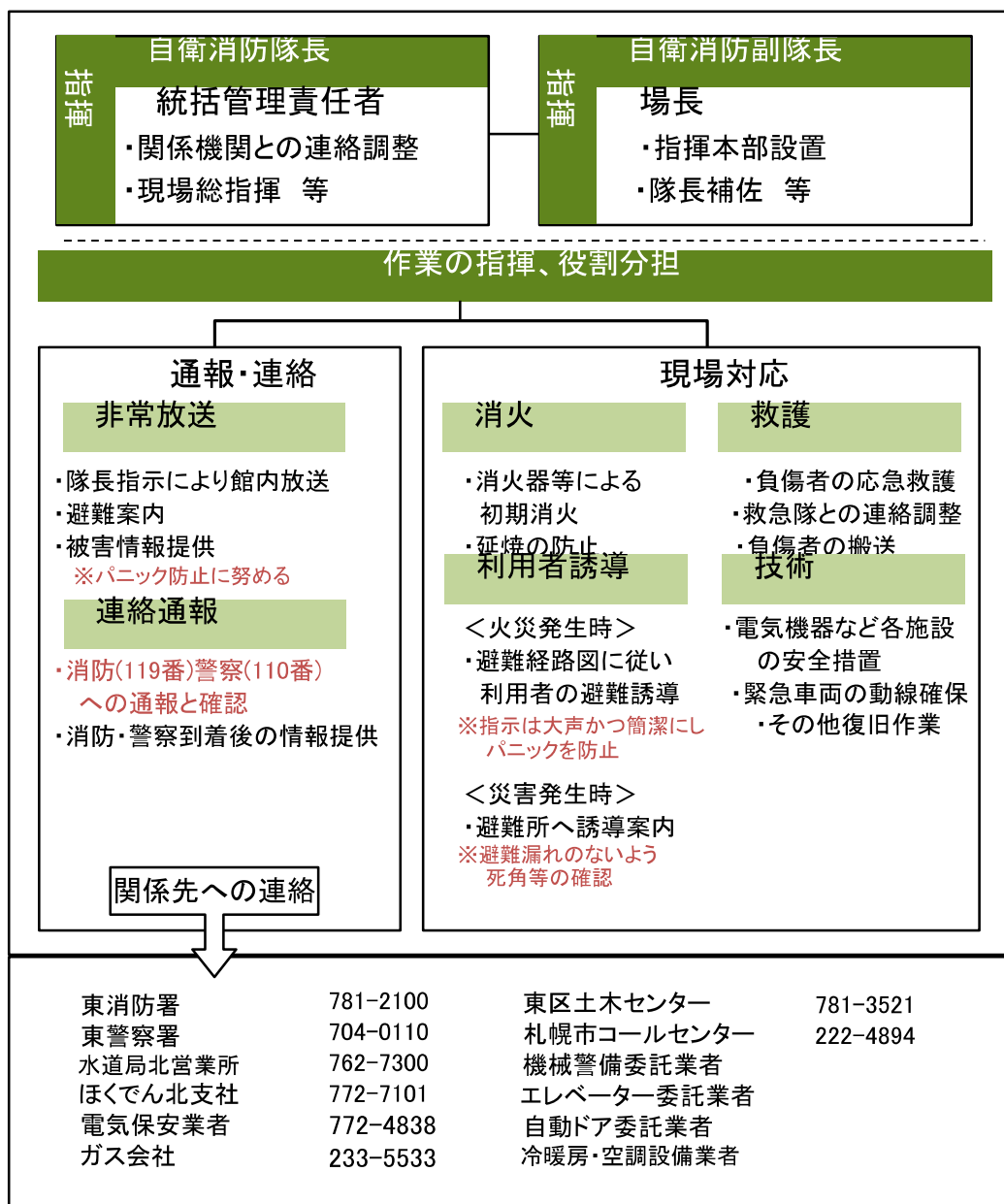
防災業務の役割分担

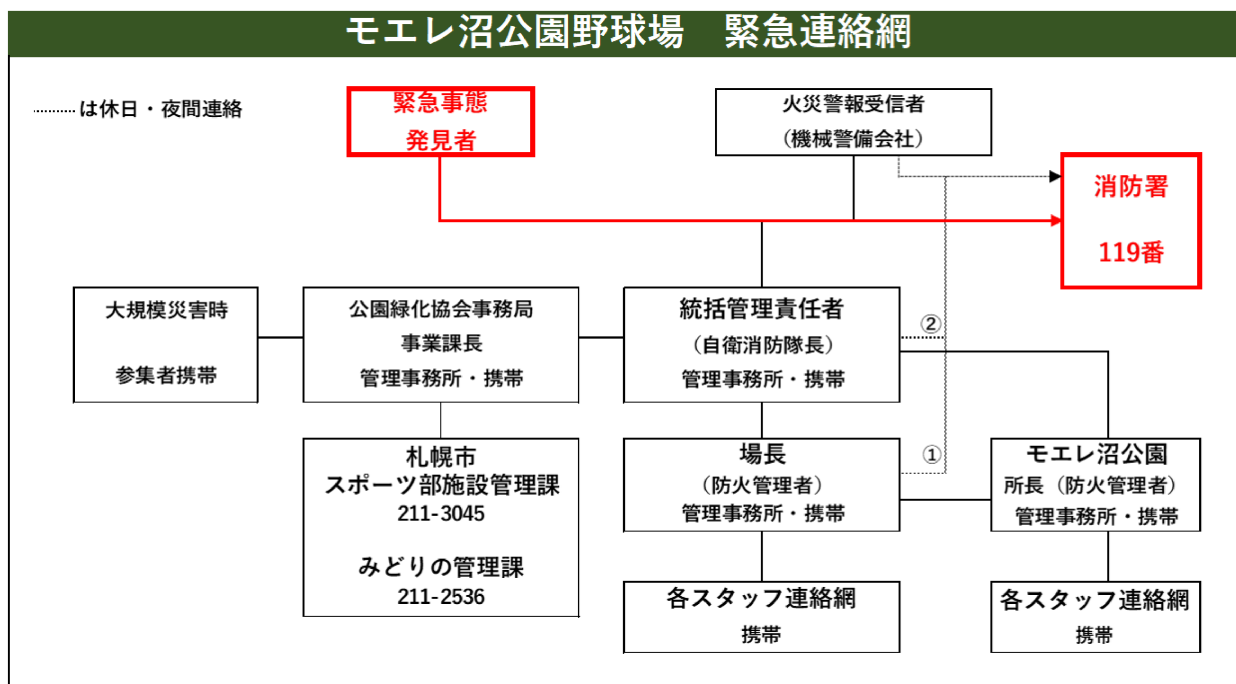
以下の「自衛消防隊の編成と役割分担」に基づいて火災時に求められる役割と手順を全スタッフがあらかじめ把握し、モエレ球場で火災が発生した際には、自衛消防隊長の指揮により効率よく的確に対応します。

その他の災害・事故発生の際は、「災害時対応フロー」(P.)に沿って行動し、「モエレ沼公園野球場緊急連絡網」(P.)により迅速な連絡を行います。また、夜間・休日等にも速やかに参集できるよう、携帯電話や電子メール等による連絡体制を整えます。

また、交通障害を伴う大規模な災害においては、モエレ球場のスタッフが直ちに参集できない事態も想定されることから、その場合は、当公園の比較的近くに居住する当協会スタッフが参集し、緊急対応の体制を整えます。

モエレ沼公園野球場 自衛消防隊の編成と役割分担





(2) - 2 防災訓練計画

以下のとおり防災訓練等を行うとともに、緊急時の対応フロー等を整備してスタッフの役割や連携を確認し、いざという時の対応に万全を期します。

① 訓練と教育

- a 火災、台風、地震及び河川増水等を想定した、自衛消防隊による緊急時対応の消防訓練を、夏・冬の年2回行います。
- b スタッフの新規採用時にはAEDの操作方法を含む普通救命講習を受講させ、修了したスタッフについては、3年に1度の再教育講習を行います。



自衛消防隊による消防訓練

② 公園スタッフ間の連携

- a モエレ球場での事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、対応・行動イメージをシミュレーションすることができるよう、緊急連絡網、緊急時連絡系統及び対応フロー、災害時対応フロー、緊急事態対応手順書を備えます。
- b 防災に関わる取組においては、統括管理責任者および場長の指揮の下、ガラスのピラミッドほか各施設スタッフ、維持管理作業スタッフが効率よく連携して対応します。また、緊急時に適切な対応が取れるよう、上記①の訓練等のほか、毎朝のミーティングなどを活用して適時確認します。

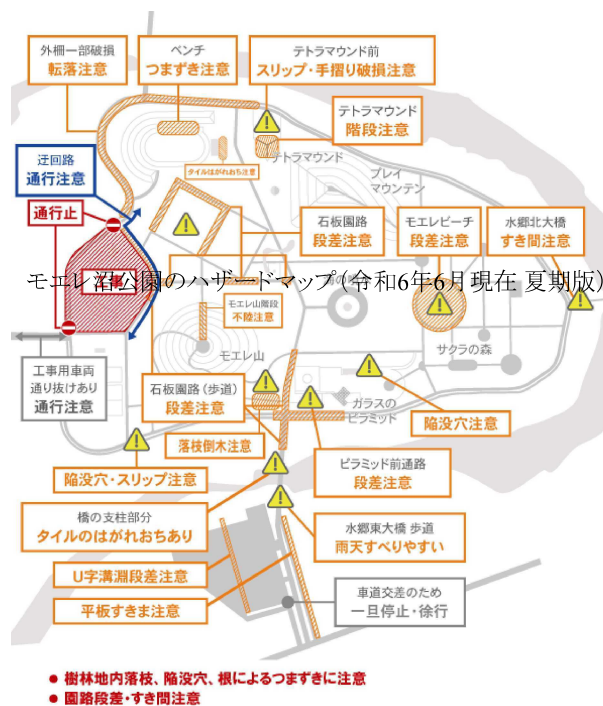
(2) - 3 事故等への対応方法

予防対策

モエレ球場及び周辺で発生する可能性のある事故・傷病として、園路等における利用者の転倒・転落事故、駐車場内での事故、火災や地震等の災害による事故、枝等の落下物による事故のほか、夏場の熱中症、スズメバチなどの危険生物による被害、野鳥やマダニなどの生物を媒介とする感染症等の病気の発生も想定して対応します。

① 情報収集と共有

- a 事故情報や事故の予防に関する情報については、国、道及び札幌市からの通知をしっかりと確認するとともに、インターネット上やマスコミの情報を収集し、モエレ球場に係る場合には、それらの情報を分かりやすくホームページや園内に掲示し、事故の未然防止に努めます。
- b 台風のように、進路や時間の経過によって状況が大きく変化する事態に関しては、気象情報、札幌市危機管理対策室の発信情報等を収集し、被害を最小限に抑えるよう努めます。
防球ネットなど強風被害を受けるものは事前に降ろしておくことで、事故の未然防止に努めます。
- c モエレ沼公園管理事務所と共同、公園内で予想される危険についての情報を掲載したハザードマップ（夏期・冬期）を作成し、ホームページのほか建物内に掲示して利用者に周知します。また、ハザードマップの内容は、施設点検や日常巡視を踏まえた最新の情報に適時更新するとともに、来園者の声を積極的に反映します。



- d ファウルボールへの注意喚起として、球場内外に表示を行い、事故の未然防止に努めます。
- e モエレ球場はもとより、当協会が管理する他の公園でのヒヤリ・ハット事例集も共有・活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全・安心の確保に努めます。
- f 業務中の熱中症予防対策として、危険が予想される日には、熱中症指標計付きデジタル温湿度計を活用してスタッフや利用者への注意喚起を行います。

② 巡視点検等による早期発見・改修

- a 日常の巡視点検においては、当球場の建物、園路、井戸ポンプの設置工作物の状態を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めます。
- b 建物や設置工作物等の定期点検・保守管理に加え、春（4月）・初冬（11月）など公園の利用形態が変わる時期には、園内点検等を重点的にを行い、利用者の安全・安心の確保に努めます。
- c 修理・改修が可能な場合は直ちに行い、大規模な改修等が必要な場合は札幌市に報告・協議を行うとともに、必要に応じて使用禁止・立入禁止とし、利用者の安全を確保します。
- d 台風による強風や大雨、地震発生時及び大雪等に際しては、必要に応じて随時巡視を行い、危険箇所の発見に努め、被災を最小限に抑えます。
- e 公園内で不審物を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等に連絡し対処します。

③ 連絡体制の確立

- a 「緊急時連絡系統及び対応フロー」（P.）の内容をスタッフに周知し共有を図ることで、札幌市、管轄の警察署・消防署、近隣病院、電気・水道・下水などの関係機関や修理関連事業者等に対し、迅速な連絡・支援要請が行える体制を整えます。
- b 大規模な事故又は災害の発生時には、「緊急連絡網」（P.）や電子メール等によりスタッフが迅速に参集し、対応します。

④ 諸機材等の配備

- a AEDのほか、担架・消火器・救護備品等を管理事務所等に配備するとともに、緊急連絡先等と併せて掲示し、必要時に迅速な処置・対応を行えるようにします。また、AEDのバッテリーやパッド、消火器など有効期限があるものについては、その旨を表示するとともに期限前に更新し、常に使用できる状態を保ちます。

- b 台風、地震などの災害に備え、必要となる下記の資材等を確保しており、定期的に確認して補充・更新します。
水電池（水を入れると使用できる電池・100本程度）、ラジオ、LED懐中電灯、ヘッドライト、ライター、拡声器、セーフティーコーン、ロープ等

■ 初動対応

① 負傷者等の救護・処置

- a 負傷者や病人が発生した場合は、その救護を最優先に、スタッフが応急措置を行います。また、必要に応じて、消防署への通報や病院への搬送補助を行い、家族等へ連絡します。
- b 警報等が発令され、災害の発生が想定される場合には、「災害時対応フロー」（P. ）に基づき、状況に応じて「災害対策本部」を当協会事務局又はモエレ沼公園の防災センターになっているガラスのピラミッド内の管理事務所に設置し、関係各所への連絡と当協会への応援要請を迅速に行います。
- c 感染症の流行、又は流行が予想される際には、公園利用について札幌市の指示に従い対応します。また、感染拡大予防対策として、手指の消毒用薬剤を建物入口、トイレ等に配備するほか、多人数が接触するドアノブ・トイレ等の消毒、ソーシャルディスタンス確保等の周知に努めます。またスタッフ用の防護用マスク・ゴム手袋を用意します。
- d 災害発生時には、飲料メーカーとの協定により設置する災害対応型自動販売機を活用し、避難者に飲料を無償提供します。
- e 大気中のPM2.5の濃度が基準値を超えて警報が発令された場合は、ホームページや掲示板等を使用し、公園利用者に速やかな情報発信を行います。

② 避難・誘導

- a 自然災害（台風、大雨、洪水、大雪、暴風等）については、インターネット等で最新の気象情報を随時収集し、施設利用者の安全を最優先として、適宜場内を巡回し、避難誘導を行います。また、強風で飛ばされる危険性のある看板等の撤去・固定や、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止など必要な措置を講じます。
- b 万一、建物で火災が発生した場合は、スタッフが利用者を迅速に安全な場所へ避難誘導します。

③ 洪水時の一次雨水貯水機能の活用

モエレ沼公園周辺は過去に幾度も洪水被害を受けてきました。このため、モエレ沼は北海道開発局の伏古川総合治水事業の一環として浚渫工事が行われ、園内を含めて192万トンの一次雨水貯留地となっています。

大雨などの洪水災害が予測される場合には、この貯水機能を発揮するため、公園管理者が園内排水の樋門、樋管を操作して周辺地域を洪水から守る役割を担います。モエレ球場スタッフはその補助を担います。



④ 施設等の措置・復旧

- 事故発生後は、被害の拡大・後発事故を防ぐために施設の使用中止・立入禁止等、適切な措置を講じます。また、指定管理者で対応可能なものは、速やかに復旧、修理します。
- 強風や降雪時に、倒木・枝折れ等があった場合は、直ちに撤去・応急処置を行うほか、必要に応じて立入禁止とします。
- 大規模な修繕・改修等が必要な場合は、札幌市と協議し、対策を講じます。

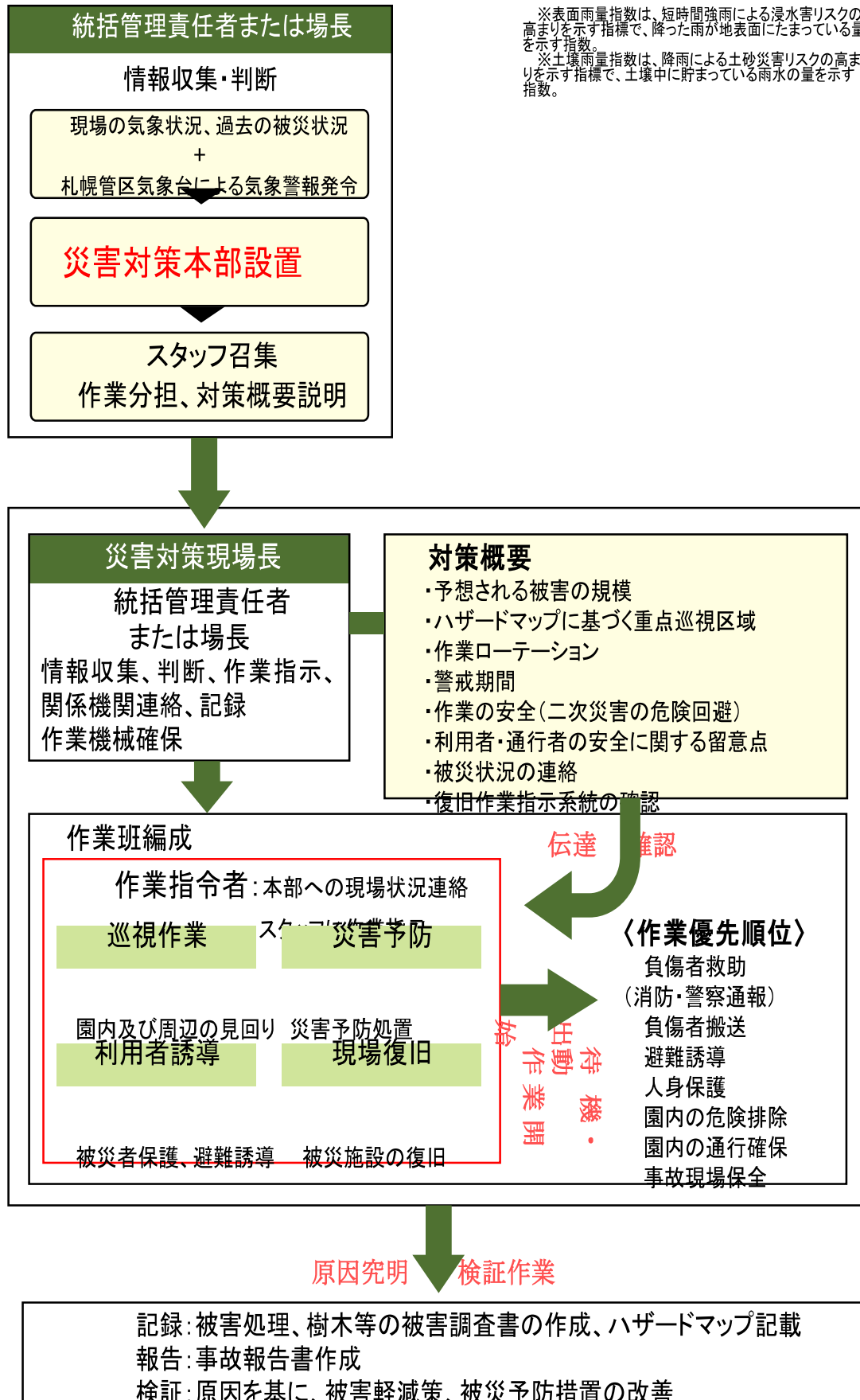
⑤ 被害拡大防止、二次災害の防止

- 台風・地震・降雪・洪水・落雷などにより被災した場合、その最中の作業は危険を伴い、スタッフの二次災害を招くおそれがあることから、気象状況や災害の収束状況を見極めて復旧措置・対応にあたります。
- 災害の残存物による被害が生じないように、必要に応じて立入禁止措置を講じた上で、早期の利用回復を目指します。

⑥ 責任ある対応

施設内で負傷者等が発生した場合は、誠意と責任をもって負傷者への対応にあたるほか、損害賠償が必要な場合には、保険会社とともに迅速かつ誠実に対応します。

災害時対応フロー



(2)－4 消防法への対応

① 防火管理者の選任と消防計画の提出

前項で記述した人員体制の中で、甲種防火管理者資格を有する場長を防火管理者として選任し、消防署へ消防計画書を提出します。

② 消防用設備点検の実施

球場に設置している消火器・消火栓・消火用ポンプ・煙感知器・熱感知器・放送用設備・非常灯・誘導灯等の消防設備について、専門業者に委託して年2回の点検（機能点検、総合点検）を実施し、その結果を消防署に報告します。

③ 防火対象物点検の実施

消防設備点検同様、防火対象物としての維持、点検、訓練等が的確に実施され、記録・報告されているかを防火対象物点検資格者が年1回確認し、結果を消防署に提出します。

④ 消防訓練の実施

スタッフを対象に、年2回（7月、1月）の消防訓練を実施します。訓練は「通報訓練」、「初期消火訓練」、「避難誘導訓練」とし、消防署へ事前の届出を行い確実に実施します。

⑤ 少量危険物貯蔵庫の届出

園内維持管理用の燃料（ガソリン、軽油、灯油）保管のため、少量危険物貯蔵取扱所の届出を消防署に提出し、乙種4類危険物取扱の資格を有する者が安全管理を行います。

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

(1) モエレ沼公園野球場の利用促進に関する取組と実施計画

(1)－1 取組の基本的考え方

モエレ球場の利用促進には、屋内練習場（ブルペン）など充実した施設を生かした「リピーターの確保」がポイントと考えます。また、「施設の利用のしやすさ」も野球場の利用度合いを高める要素の一環と考えます。当協会としても初めての硬式野球場管理であるため、他球場をはじめ各関係団体や他都市との連携を図りながら、皆様の期待に応えていきたいと考えております。

そこで、これらの実現のために、「広報」「イベントの開催」の二つの項目で、次のような取組を展開・推進します。

1 広報

- ・硬式野球場の新規オープンについて、また、概要や利用スケジュール、イベントについてウェブサイトやチラシ、SNSなど様々な媒体を活用して、情報を広く提供します。
- ・冬季についてはモエレ沼公園管理事務所と連携して、歩くスキーを中心としたウィンタースポーツ利用のできる公園として広報するなかで、あわせて屋内練習場（ブルペン）の広報・周知、利用促進に取り組みます。

2 スポーツ普及イベントの開催

- ・未来の野球・スポーツファンや、プレイヤーを育てる土壌づくりに寄与するため、子ども達が参加しやすいイベントを企画・実施します。
- ・冬季の屋内練習場（ブルペン）の利用促進のため、冬季の複合訓練の場となるようモエレ球場発着の歩くスキーのコースをモエレ沼公園内に新規開設し、体験会を実施します。

(1)－2 具体的な取組の実施計画

イベントの開催

① オープニングイベントの企画・実施

令和7年4月の新球場オープン時には、お客様が集い交流できる記念イベントを開催します。企画にあたっては、札幌市や各野球競技団体と意見交換をし、新球場のオープンにふさわしいイベントとなるよう意見をくみ取り、はなやかに実施します。内覧会として各野球競技団体を招待したスタジアムツアーを企画します。また、記念ノベルティの作成や各メディアのプレスツアーなども積極的に実施、取り組みます。

また、オープニング時は、お花見時期と重なり、来園者が最も多いタイミングと重なります。駐車場は特にオープニングイベント参加者以外で満車になる可能性が高いため、モエレ沼公園管理事務所とも連携し、綿密に警備計画を立て、実施します。



② オフシーズイベント

野球未経験者など、普段スポーツとあまり縁のない子どもたちをターゲットに体験会を開催します。それにより、将来の野球愛好者、プレイヤーを育てる土壌をはぐくみます。また、ブルペンとあわせて冬季に体力づくりの場として利用してもらえるように、モエレ球場発着の歩くスキーコースをモエレ沼公園に新規開設し、体験会を実施します。

利用促進の指標と目標

利用促進のための取組の指標と目標は、次とおりです。

利用促進の指標と目標	
区分	指標
イベントの開催	企画内容の充実 参加者満足度の



の